

宗像都市計画地区計画の変更（宗像市決定）

都市計画自由ヶ丘第12地区地区計画を次のように変更する。

名 称	自由ヶ丘第12地区地区計画
位 置	宗像市自由ヶ丘南4丁目の一部
面 積	約4.3ヘクタール
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は、JR鹿児島本線赤間駅から南東約3kmに位置し、個人施行の土地区画整理事業が行なわれ、道路、公園、下水道等の公共施設を中心とした整備がなされる地区である。</p> <p>そこで、造成後に予想される建築行為について地区計画を定めることにより、建築物用途の混在あるいは日照等による居住環境の悪化を防止し事業効果の維持増進を図り、良好な市街地の形成をめざす。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>隣接する低層専用住宅地と調和のとれた街づくりを図るため、良好な環境の中層集合住宅としての土地利用を推進する。</p> <p>また、地区内には公園を適正に配置する。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>中層住宅地区として良好な環境の形成と保全のため、建築物の高さの最低限度と最高限度等を設定する。</p>

地 区 整 備 計 画 備 考	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 共同住宅又は寄宿舍 2. 上記の建築物に付属するもの 3. 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたもの
		建築物等の高さの最高限度	20 m
		建築物の高さの最低限度	10 m
		壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路及び公園境界までの距離は1 m以上とする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁は、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。
		かき又はさくの構造の制限	生け垣又は高さが1.2 m以下の透視可能な材料(高さが60 cm以下の部分はこの限りでない。)で造られたものとする。
備 考		用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。	

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」